

報道機関 各位

関門港響新港区で発見された爆発物らしき物の処理(海中爆破)について

令和5年6月2日から10月19日までの間に、関門港響新港区で発見された爆発物らしき物20発の爆破処理を、海上自衛隊が、12月12日の午前(砲弾等19発)と午後(機雷1発)の2回に分けて行いますので、お知らせします(※令和5年9月25日に機雷1発を処理しましたが、今回は、残り13発とそれ以後に発見された7発の処理)。

詳しい時刻や場所については、次のとおりです。

爆破処理に伴い、周辺海域には、航泊禁止区域及び入水禁止区域等が設定されます。安全対策のため、ご理解とご協力をお願いします。

1 爆破処理について

(1) 処理日・予定時刻

- ① 砲弾等19発(A地点) 12月12日(火) 午前10時15分
 - ② 機雷1発(B地点) 12月12日(火) 午後2時15分
- ※予備日:12月13日(水)~12月15日(金)
※気象状況等により、時間が前後する可能性があります。

(2) 処理現場(爆破位置及び規制等区域)・・・爆破処理箇所は別紙参照

- ① 砲弾等19発(A地点) 関門港響新港区 北緯33度58分42.0秒、東経130度44分48.0秒
- ② 機雷1発(B地点) 関門港響新港区 北緯33度58分50.3秒、東経130度43分16.0秒

(3) 処理方法

爆破処理地点の海底で、砲弾・機雷等に爆薬を仕掛け爆破します。

2 航泊・入水禁止区域について

(1) 航泊(航行・停泊)禁止区域

各爆破位置から半径300m円内海域

(2) 入水(遊泳・潜水)禁止区域

各爆破位置から半径3,000m円内海域

※入水禁止区域は、女島の一部を含みますが、市民の避難の必要はありません。

(3) 規制時間

- ① 砲弾等19発(A地点) 午前7時45分から爆破処理終了まで(午前11時00分予定)
 - ② 機雷1発(B地点) 午後0時30分から爆破処理終了まで(午後3時00分予定)
- ※規制等区域設定から安全確認終了及び規制等区域設定解除まで

3 留意点

- ・砲弾等と機雷の処理で、禁止区域が異なりますのでご注意ください。
- ・爆破処理日時については、海象条件等により変更となる場合があります。
※変更となる場合には、北九州市及び海上保安庁のホームページでお知らせします。

4 お問い合わせ先

・爆破処理に関すること

海上自衛隊 下関基地隊 広報係 藤井 (連絡先:083-286-2323 内線:208)

・船舶の航泊禁止に関すること

若松海上保安部 航行安全課長 島田 (連絡先:093-761-4200)

・上記以外のこと

北九州市危機管理室 危機管理課 東 (連絡先:093-582-2110)

位置図

